



大雨警戒レベル「避難指示」へ一本化 ～わかりにくさを解消し逃げ遅れ防止へ（災害対策基本法の改正）～



台風や集中豪雨などの際に自治体が発令する避難情報が変更されました。これまで災害の恐れが高い警戒レベル4で発表していた「避難指示」と「避難勧告」の併用を改め、**2021年5月20日**より「**勧告**」が廃止され、「**指示**」に一本化されました。

「勧告だからまだ避難しなくても大丈夫だろう…もう少し様子をみよう。」

「「勧告」と「指示」の違いがわからない…どちらが強い呼びかけなの？」



改正前は、避難指示の方がより切迫した時に出る情報でした。ただ、勧告と指示の間にはそれほど大きな差はなく、どちらも相当強い呼びかけでした。実際には、避難勧告はスムーズに移動できるよう時間的な余裕を持って発令されており、すぐに避難を始める必要があったにも関わらず、十分に理解がされておらず、差し迫った状況で発令される避難指示まで待ってしまい、逃げ遅れる事例が後を絶ちませんでした。

大雨・洪水警戒レベル

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報		
			改定前	改正後	
高 ↑ 危険度 ↓ 低	5	災害が発生または切迫	命の危険、直ちに安全確保	災害発生情報	緊急安全確保
	警戒レベル4までに必ず避難！！！！				
	4	災害発生の恐れが高い	危険な場所から全員避難	避難指示または避難勧告	避難指示
	3	災害発生の恐れがある	危険な場所から高齢者等は避難	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難
	2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	大雨・洪水・高潮注意報	変更なし
	1	今後悪化の恐れ	災害への心構えを高める	早期注意情報	変更なし

警戒レベル5 緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

警戒レベル5はすでに安全な避難ができず命が危険な状況です。「緊急安全確保」は、市区町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から必ず発令される情報ではないため、必ずレベル4までに避難を終えてください！
※大雨特別警報は、これまでレベル5相当としていましたが、レベルをつけずに報じます。

警戒レベル4 避難指示で危険な場所から全員避難しましょう！

避難勧告は廃止です。
避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。

警戒レベル3 高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう！

対象を明確にすることで、避難に時間のかかる高齢者や障害のある人に迅速な避難を促します。
また高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則です！

知っておくべき5つのポイント

- ① 避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ② 避難先は小中学校・公民館ではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ③ マスク・消毒液・体温計は、できるだけ自ら携行しましょう。
- ④ 市区町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市区町村ホームページ等で確認しましょう。
- ⑤ 豪雨時の屋外移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認しましょう。





「前例のない」水害が頻発！日本の年平均気温は、100年あたり1.19℃の割合で上昇しています。また、猛烈な雨（1時間降水量80mm以上の雨）の年間発生回数も、増加しています。地球温暖化の進行に伴って、大雨や短時間に降る強い雨の頻度はさらに増加すると予測されており、台風や豪雨による風水害・土砂災害発生リスクが高まっています。

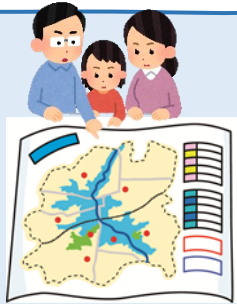
国土交通省では、昭和36年より、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額（建物被害額等の直接的な物的被害額等）を暦年単位で集計しています。

それによると、令和元年は1年間の津波以外の水害被害額が約2兆1,800億円（全国）となり、統計開始以来最大となりました。また津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆8,800億円となり、こちらも統計開始以来最大の被害額となりました。

また令和2年は土砂災害の発生件数が過去平均の約1.2倍、7月豪雨では過去最大クラスの広域災害となりました。

ハザードマップを見たことはありますか？

ハザードマップは、洪水や土砂災害のリスクがある場所を示した地図です。地域のリスクを知ることは、災害から命を守るための第一歩。損害保険ジャパンのアンケート調査（2020年11月実施：有効回答1,320人）では、ハザードマップなどでだいたいの災害リスクを確認していると回答したのは48.4%と半数を割り、ハザードマップを見たことがない、存在を知らないなどの回答は2割強ありました。



ハザードマップは自治体の窓口で入手できます。また国土交通省の「重ねるハザードマップ」「わがまちハザードマップ」も便利です。災害時にはインターネットが繋がらないこともありますので、事前の確認が必要です。ただ、ハザードマップに色がついていないからと言って安全とは限りません。側溝やマンホールなどから地上に溢れ出る「内水氾濫」などの影響が考慮されていない事もありますので油断は禁物です。



東京都葛飾区では、台風19号の際、本来避難する必要のないマンションの上層階に居住しながら、「寂しいから避難所に来た」という高齢者がいたという事例も。しかし、避難所の収容人数は限られており、適切な避難をする必要があります。



check 浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することができる条件

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
- ② 浸水深より居室は高い
- ③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

ホームプロテクト総合保険 火災・自然災害の補償について（損害保険金）（AIG損害保険の場合）

◆対象となる事故 «水災の場合»

- ①水災によって保険の対象である建物または家財が損害を受け、それぞれの再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
- ②保険の対象である建物または家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%未満の損害が生じた場合

例) ・大雨で床上浸水となり、床や壁に損害が生じた。また家具や家電製品が水に浸かり使用不能になった。
・集中豪雨で土砂崩れが発生し、建物が破損した。

水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。

火災だけでなく自然災害のリスクから大切なお住まいや家財を補償します。

ただし、ホームプロテクト総合保険では、**地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されませんので、地震保険もあわせてご契約いただくことをおすすめします。**

詳しくは、弊社営業担当者までお問合せください！



水災による保険金お支払い方法 ※ご契約の型によりお支払方法が異なります。

損害の程度		I型 - 100% (損害額)	II型 - 100% (一部定率)
①	再調達価額の30%以上の損害	損害の額×100%	損害の額×100%
②	ア.再調達価額の15%~30%未満の損害		ご契約金額×15% (1敷地内ごとに300万円限度)
	イ.再調達価額の15%未満の損害		ご契約金額×5% (1敷地内ごとに100万円限度)

※II型の場合で、②アとイの損害保険金の合計額は、1事故1敷地内ごとに300万円を限度とします。

弊社は損害保険会社8社、生命保険会社8社、少額短期保険会社1社を取扱い、お客様の企業経営から個人のライフプランまで総合的なリスクマネジメントをご提案いたします。現在弊社以外でご契約の保険の証券診断も承りますので、お気軽にご相談ください！

弊社では日頃の営業活動にお客様からの声を活用させていただきたく、弊社ホームページ内に「ひとことカード」のサイトを開設いたしましたので、忌憚ないご意見をお届けくださいますようお願いいたします。
★「ひとことカード」のサイト→



◆当社ホームページで「TOKYO CENTRAL NEWS」のバックナンバーを掲載しておりますので、是非ともご参照ください。